

「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」  
第61回（通算第140回）定例会 会議録

- ◆日時：令和4年1月18日（火） PM7：05～8：20
- ◆場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室
- ◆出席者： 10名 + オンライン 2名

別紙のとおり

1. 「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」定例会について

【19：05～20：20】

- |             |  |
|-------------|--|
| 19：05～      | 開 会  |
| 19：05～19：10 | 情報提供<br>・ヤマシタ通信<br>・南和歌山MC主催地域医療連携カンファレンス      |
| 19：10～20：10 | 研 修<br>「鍼灸師のつぶやき」<br>講師：はぎの鍼灸院 萩野 利赴先生・萩野 貴善先生 |
| 20：10～20：20 | 質疑応答   |
| 20：20       | 閉 会  |

【研修内容】

●「鍼灸師のつぶやき」

- ・萩野先生のこれまでの経験や鍼灸院での治療や在宅での応療の現状などをお話ししていただいた。
- ・一般社団法人和歌山県鍼灸師会と県が令和3年12月に交わした災害協定の締結についての紹介
- ・はり、きゅう療養費のおける応療  
医師は往診、鍼灸師は「応療」。歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由で患家の求めに応じるもの。交通手段が理由の方はダメで、身体に関する理由のみ。  
平成30年に下記のような内容が示された
  - ①独歩による公共交通機関を使って外出が困難
  - ②認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
  - ③その他この解釈により、応療が受けやすくなった。

- ・同意書の交付 →これがないと鍼灸院は療養費の支給を受けられない  
患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診療の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要がある
  - ・応療の範囲 片道直線距離で16キロまで
  - ・はり、きゅう療養費料金（令和2年12月1日改定）
 

初検料	1術	1,770円	2術	1,850円
施術料	1術	1,550円	2術	1,610円
電療料		30円		
応療料	4kmまで	2,300円	4～16km	2,550円
施術報告書交付料		460円		
  - ※2回目以降は施術料+応療料
  - ・在宅患者で鍼灸が得意とする症状  
基本的にどんな症状でも対応可能  
腰痛、膝関節痛、神経痛、頸腕症候群など  
脳血管障害、脳出血、脳梗塞などの後遺症  
加齢に伴い諸症状  
がんなどの緩和ケア  
スピリチュアルペインなどの緩和 など
  - ・利用にあたっては、以下をお伝えください。
    - ①患者が鍼灸の施術を希望していること
    - ②患者氏名、現住所、電話番号、（本人が電話対応が困難な場合）キーパーソンの方
    - ③主治医の氏名
    - ④サービス利用票・・・応療の日程を決めやすい  
あれば：情報提供書（共通フェースシート）
  - ・情報の「出入口」  
→情報は「出す」から「入って」くる。積極的に出していくことが大切
- ⇒ 医療と介護の多職種連携 チーム医療が重要。  
鍼灸も地域包括ケアシステムの一員

#### ※定例会開催にあたっての感染症対策

- ・体調確認と非接触型温度計による体温測定
- ・手指消毒
- ・マスク着用
- ・定例会後の机、いすの消毒
- ・換気
- ・ZOOMを活用したオンライン研修

#### 【次回の定例会】

→以下の日程で実施する。

**日時**：令和4年2月15日（火） 午後7時～

**場所**：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室

**内容**：私のしごとを知ってください「まごころサービス 田辺くるむ店」  
研修 未定